

いて周知に努め、適切かつ無理のない返還計画が作成されるよう、関係市町教育委員会を通じ個別指導に努めた。

監査執行対象機関名	警察本部
監査執行年月日	平成18年8月29日
監査結果報告年月日	平成18年11月17日
監査の結果	

- (1) 職員の不注意による交通事故が4件（県過失割合100%）発生し、保険を含めて795,624円が支払われている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。（機動警察隊）
- (2) 職員の不注意による交通事故が3件（県過失割合100%）発生し、保険を含めて933,089円が支払われている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。（捜査第一課）
- (3) 職員の不注意による交通事故が2件（県過失割合100%）発生し、保険を含めて2,308,549円が支払われている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。（警備第一課）

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

(1) 機動警察隊

- ・朝礼・招集日等において事故防止および安全運転について指示、教養するとともに事故当事者の属する小隊、分隊における「小集団検討会」を開催し、事故原因を検討させたり「交通事故ヒヤリ・ハット体験」の発表をさせる等交通安全意識の高揚を図った。
- ・事故防止のための教養資料「機警短信」や警察車両の交通事故関連記事を抜粋した資料「本日の朝刊」を作成配布して、事故抑止知識を付与するとともに事故防止に対する意識改善を図った。
- ・新隊員、事故当事者、運転要員等に対し、路面湿潤および積雪時における走行を想定した「車両運転技能訓練」を実施し、事故抑止技能の向上を図った。また、2月14日、15日の2日間、交通部交通企画課員の協力を得て隊長以下全職員が、CRT機による運転適性検査を受け、各人に運転特性を自覚させ、事故防止の意識高揚を図った。

(2) 捜査第一課

- ・幹部会議等において安全運転に対する指導教養の徹底を指示するとともに公用車各車両に「安全運転5則」の貼付を行い、日頃から事故防止に関する意識高揚に努めている。
- ・平成18年1月に職員1名を「交通事故防止訓練指導員」に指定し、その後「職員交通事故防止訓練成績表」に基づき、訓練者同乗による課員の運転技能審査を実施し、安全意識の向上を図った。
- ・平成18年3月に実施された「安全運転実戦塾」に事故当事者を優先的に参加させ、安全運転技能訓練において実技面を取り入れた運転技能の向上を図った。

(3) 警備第一課

- ・職員の不注意による交通事故の発生を踏まえ、事故当事者に対しては、再発防止のための個別教養を実施するとともに毎月の定期的全体会議、毎週金曜日の幹部会議において、交通事故防止について指示・教養を徹底した。
特に、全体会議においては、「私の交通事故防止対策」と題して3分間スピーチを継続実施するとともにビデオによる事故防止教養や危険予測テストによる事故回避のための教養なども併せて実施したところである。
- ・所属で訓練指導員を指定して、訓練者同乗による課員の運転技能審査を実施し、安全意識の向上を図った。
- ・交通事故防止に関する執務資料として、「事故ZERO通信」等を個人配布し、職員の安全意識の高揚に努めている。

(4) 警察本部としての取組み状況

警察本部においても、組織をあげて交通事故を防止するため、昨年12月に「公用車交通事故防止対策緊急担当者会議」を開催し事故防止対策を検討するとともに、昨年2月に新たな交通事故防止対策の一環として、訓練指導者同乗により職員個々の運転行為をチェックすることにより、本人に悪癖を認識させ、安全意識を向上させることを目的とする「職員交通事故防止訓練」を実施したが、本年も各所属において2月中に同訓練を再度実施するよう指示し、一層の安全意識の向上を図ろうとしているところである。

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

監査結果報告年月日	平成18年7月25日
監査の意見	
(1) 淡海エコフォスター事業について	
<p>県が管理する公共的場所の美化および保全のため、県民、事業者等が当該場所を愛情と責任を持ってボランティアで美化清掃を行っていく淡海エコフォスター制度が平成12年度に創設され、平成15年度から参加団体の確保を組織目標に位置づけ取り組まれた結果、平成17年度末で活動団体数は406団体に達している。</p> <p>今後も環境美化意識の高揚を図るために、参加団体数や実施区域の拡大を図るとともに、その活動状況を的確に把握するなど地域に根ざした環境美化活動に発展するよう努められたい。</p>	
当該監査の意見に基づき講じた措置の内容	
(各振興局等環境課(環境森林整備課))	
<p>淡海エコフォスター事業は県の組織目標に掲げ推進を図ってきた。平成17年度末には目標としていた400団体を上回る406団体から同意をいただいたが、平成18年度においても、引き続き環境美化意識の高揚を図るために、県民や地域住民団体等に対し本事業への参加を呼びかけ参加団体の確保に努めたところ、平成18年度末には478団体に増加し実施区域の拡大が図れた。</p> <p>事業実施報告書の提出時に聞き取りをするなどして活動状況の把握に努めているが、今後は、アンケート調査の実施や環境美化監視員との情報交換を図るなど地域に根ざした環境美化活動となるよう努めていく。</p>	

監査結果報告年月日	平成18年7月25日
監査の意見	
(2) 特定鳥獣保護管理計画等に基づく有害鳥獣対策について	
<p>有害鳥獣対策については、防護柵の設置あるいは駆除等により取り組みが進められているが、依然として多くの被害が発生している状況にある。</p> <p>今後もこのような状況が続ければ、農林業さらには日常生活にも深刻な影響を及ぼすことも予想されることから、特定鳥獣保護管理計画等に基づき、適正な個体数管理や被害防除の実施等対策を講じるとともに、狩猟者の育成・確保も含め、各地域での総合的な対策の推進に努められたい。</p>	
当該監査の意見に基づき講じた措置の内容	
(南部振興局甲賀県事務所森林整備課)	
<p>鳥獣対策を充実・強化するため、従来からの協議会を統合して、甲賀地域獣害対策協議会を設立し、関係機関が情報の交換や共有を行い獣害対策に取り組んでいる。</p> <p>対策として、被害防除対策とあわせ、ニホンザルについては、「猿害総合対策モデル事業」の実施により人と動物の共存を図っていく。また、ニホンジカについては、平成18年度に実施したシカの活用方法の検討結果を踏まえ、関係者等と連携して捕獲目標頭数の達成を目指していく。</p> <p>狩猟者については、新たな免許取得者が少なく高齢化が進むとともに減少傾向も見られることから、獵友会との連携を図りながら、その育成・確保に努めていく。</p>	

(東近江地域振興局森林整備課)

獣害対策を充実・強化するため、従来からの協議会を統合して、新たに東近江獣害対策地域協議会を設立し、関係機関が情報の交換や共有を行い連携して獣害対策に取り組んでいる。

対策としては、森林整備課では、忌避剤の塗布や防護柵、テープ巻き等を実施した。

また、農産普及課に協力して「獣害のない元気な里づくり」事業を実施した。

内容は、①人と野生獣との棲み分け共存モデル集落づくり(里山の整備や家畜の放牧)、②野生獣肉(シカ)の利活用による地域特産物の開発を目的とした講演会、講習会である。

有害鳥獣の捕獲に携わっている狩猟者は高齢化が進んでいることから、獣友会と連携を図りながら、その育成、確保に努めていく。

(高島県事務所環境森林整備課)

獣害対策を充実・強化し、被害を軽減するための推進プロジェクトとして、従来からの保護管理計画や被害防止対策に関する協議会を整理、統合して新たに高島獣害対策地域協議会を設立し、関係機関が情報の交換や共有を行い連携してハード、ソフト対策に取り組んでいる。

対策としては計画的かつ効果的な動物誘導柵や特定鳥獣保護管理計画に基づく個体数調整等を実施し被害の軽減を図るとともに協議会においても講演会、研修会等を実施し普及啓発や技術支援に努めている。

有害鳥獣の捕獲に携わっている狩猟者は高齢化が進んでいることから、獣友会と連携を図りながら、その育成、確保に努めていく。

監査結果報告年月日	平成18年7月25日
-----------	------------

監査の意見

(3)新エネルギー木質バイオマス利活用推進事業について

木質バイオマス利用の普及を推進するため、身近に使える滋賀県版ペレットストーブの開発や木質バイオマスエネルギー利用の普及方法等の検討をしているが、ペレットストーブ普及機の製作や地域の未利用木質資源のペレット化、さらには供給体制の確立など実用化に向けた取り組みを効率的に進め、効果的な事業となるよう努められたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(湖東地域振興局森林整備課)

木質バイオマスエネルギーの利用に関しては、身近で手軽なペレットストーブの開発を目的に「滋賀県版ペレットストーブ開発会議」を立ち上げ、また、滋賀県版ペレットストーブ製造開発、木質ペレット生産の供給体制の整備にも着手した。さらに、平成18年度の課および局の組織目標にも木質バイオマスを掲げ、積極的な取り組みを行った。

その結果、4回の会議を経、「滋賀県版ペレットストーブ」については、県営での基礎的研究が完了した。平成19年度には民間による滋賀県版ペレットストーブの普及機開発を支援していく。

また、「未利用木質資源のペレット化」に関しては、平成18年6月から木質ペレットの本格製造を開始し、生産販売体制の整備を図るとともに、販路を開拓する支援を行った。

平成19年度には、さらなる生産体制の充実と販路の拡大を図るよう支援していく。

監査結果報告年月日	平成18年11月17日
-----------	-------------

監査の意見

(1)統計情報の提供方法の充実・強化について

県政情報の発信が求められる中、各種統計報告資料については、平成19年度末までに県ホームページに掲載することとしているが、他の所属が保有する統計データについても掲載できるよう積極的に働きかけ、県民等にとって見やすくわかりやすく、かつ利用しやすい統計情報の提供に努められたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(政策調整部統計課)